

第3号議案

足利佐野都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 築瀬 範彦

都計第286号

平成29年12月18日

栃木県都市計画審議会

会長 築瀬 範彦 様

栃木県知事 福 田 富 一

足利佐野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

足利佐野都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・1 号前橋水戸線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅 員	
幹 線 街 路	3・4・1	前橋水戸線	佐野市 関川町 字地獄沢	足利市 小俣町	足利市 永楽町	約 25,690m	地表式	2車線	18.0m	JR両毛線と立体 交差 東武鉄道佐野線 と立体交差 自動車専用道路 と立体交差2箇 所 幹線街路3・4・2 号黒袴迫間線と 立体交差 幹線街路と平面 交差30箇所	
	3・5・111	山川福 猿橋線	足利市 山川町	足利市 猿田町	足利市 常見町 一丁目	約 1,050m	地表式	2車線	12.0m	JR両毛線と立体 交差 幹線街路と平面 交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

足利市毛野地区の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。